

第38号 (令和2年6月15日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育運営課】 5
- △ 横浜市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 7

**【告示】**

- △ 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託【市民局地域施設課】 9
- △ 「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学びをつなぐ」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育人材課】 10
- △ 「育ちと学びをつなぐ 横浜版 接続期カリキュラム 実践事例集 子どもってすごい! 第5集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育人材課】 11
- △ 「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育人材課】 12
- △ 「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育人材課】 13
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 23
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 26
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 32
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 35
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定【健康福祉局医療援助課】 36
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 37
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更【健康福祉局医療援助課】 38
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の廃止【健康福祉局医療援助課】 39
- △ 「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害施策推進課】 40
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 41
- △ 「横浜市高齢者実態調査報告書」売払代金収納事務の委託【健康福祉局高齢健康福祉課】 45
- △ 「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」売払代金収納事務の委託【健康福祉局高齢健康福祉課】 46

△ 「横浜市 水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	47
△ 「公園とみどり 横浜の150年」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	48
△ 「横浜市森づくりガイドライン」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	49
△ 「横浜市公園緑地配置図（1/25,000）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	50
△ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例関係規程集（1）平成27年度」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	51
△ 「横浜市環境科学研究所報第33号」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	52
△ 「横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	53
△ 「よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	54
△ 「生きもので調べよう よこはまの川」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	55
△ 「よこはまの谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	56
△ 「横浜の川と海の生物（第10報・海域編）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	57
△ 「横浜の川と海の生物（第11報・河川編）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	58
△ 「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	59
△ 「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	60
△ 「栽培収穫体験ファーム フィールドブック」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	61
△ 「横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	62
△ 「横浜市公共下水道計画図（平成30年3月末現在）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	63
△ 「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託【金沢区地域振興課】	64
△ 「横浜市文化財地図」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	65
△ 「称名寺庭園」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	66
△ 「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	67
△ 「横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	68
△ 「旧ベリック邸（ベリックホール）解体復原工事調査報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	69
△ 「横浜市指定有形文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報告書」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	70
△ 「横浜の古道」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	71
△ 「わたしたちの横浜」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	72
△ 「横浜の歴史」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	73
△ 「Yokohama Express」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	74
△ 「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	75
△ 「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	76
△ 「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	77
△ 「本牧波瀾の100年」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	78
△ 「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	79

△ 「郷土よこはま復刻合集版」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	80
△ 「郷土よこはま」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局総務課】	81
<b>[公告]</b>	
△ 職員の懲戒処分【総務局人事課】	82
△ 同 【総務局人事課】	83
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】	84
△ 土地改良区の定款変更等の認可【環境創造局農政推進課】	85
△ 横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】	86
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】	87
△ マンション建替組合設立の認可に係る事業計画の縦覧【建築局住宅再生課】	88
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	89
△ 同 【建築局調整区域課】	90
△ 同 【建築局調整区域課】	91
△ 同 【建築局調整区域課】	92
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	93
△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	94
△ 市街地再開発組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	95
△ 大船駅北第二地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	96
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	97
△ 同 【南区地域振興課】	98
△ 同 【泉区地域振興課】	99
△ 同 【泉区地域振興課】	101
△ 同 【泉区地域振興課】	102
△ 同 【戸塚区地域振興課】	103
△ 同 【戸塚区地域振興課】	104
△ 同 【戸塚区地域振興課】	105
△ 同 【戸塚区地域振興課】	106
△ 同 【泉区地域振興課】	107
△ 同 【神奈川区地域振興課】	108
△ 同 【神奈川区地域振興課】	109
△ 同 【港南区地域振興課】	110
<b>[交通局]</b>	
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	111
△ 横浜市深夜自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	112
<b>[教育委員会]</b>	
△ 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【小中学校企画課】	113
△ 公印の改刻及び廃止【総務課】	114
<b>[市選挙管理委員会]</b>	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	116
<b>[人事委員会]</b>	
△ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	118
<b>[その他]</b>	

△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政・情報マネジメント課】  
[正誤]

119

121

## 規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

## 横浜市規則第54号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）第58条第4号に掲げる事由のあった教育・保育給付認定子ども又は措置児童に係る当該事由のあった月における保育費用は、市長が別に定める日までに徴収することができる。

別表第2の2の表備考9中「3号認定子どものその」を「3号認定子ども（内閣府令第58条第4号に掲げる事由のあった者を除く。）のその」に改め、同表備考中10を11とし、9の次に次のように加える。

10 内閣府令第58条第4号に掲げる事由のあった3号認定子どもに係る当該事由のあった月における負担金額は、次の算式により算出した金額とする。ただし、その金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

$$\frac{\text{負担金額（月額）}}{25} \times \text{当該事由のあった月における当該3号}$$

認定子どもに特定教育・保育又は特定地域型保育の提供がなされた日数（その日数が25日を超える場合には、25日）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の規定は、令和2年3月以後の月分の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則第1条に規定する教育・保育

費及び措置費について適用する。

横浜市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第55号

横浜市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(横浜市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 横浜市建築基準法施行細則(昭和38年2月横浜市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条の4第2項中「午後5時15分」を「午後5時(省令第11条の4第1項第3号及び第4号に掲げる書類の閲覧にあつては、午後5時15分)」に改める。

第7号様式正本注意4、同様式副本注意4、第10号様式正本注意1及び同様式副本注意1中「第56条の3第2項第2号」を「第56条の3第2項第5号」に改める。

(横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則(平成19年12月横浜市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「午後5時15分」の次に「(前項第1号に定める場所にあつては、午後5時)」を加える。

(横浜市風致地区条例施行規則の一部改正)

第3条 横浜市風致地区条例施行規則(昭和45年6月横浜市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「横浜市建築局建築指導部情報相談課」を「建築局建築指導部建築企画課」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則(平成16年5月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

(横浜市開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第5条 横浜市開発登録簿閲覧規則(昭和45年6月横浜市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。



## 告 示

横浜市告示第 453 号

横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務を次のとお  
り委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ハリマビ システム 代表取締役 鴻 義 久	西区みなとみらい二 丁目2番1号	令和2年4月1日 から令和3年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 454 号

「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学  
びをつなぐ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学  
びをつなぐ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 455 号

「育ちと学びをつなぐ 横浜版 接続期カリキュラム  
実践事例集 子どもってすごい! 第5集」売払代金収  
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「育ちと学びをつなぐ 横浜版 接続期カリキュラム 実  
践事例集 子どもってすごい! 第5集」売払代金の収納事務を次  
のとおり委託した。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 456 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売  
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払  
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 457 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売  
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売払  
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 458 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和2年1月1日	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目31番24号
令和2年4月1日	あろま薬局	鶴見区駒岡三丁目18番5号
同	かちどき薬局鶴見店	鶴見区佃野町28番2号
同	サンドラッグ横浜西神奈川薬局	神奈川区西神奈川一丁目13番地の12
同	いどがや内科・糖尿病内科クリニック	南区井土ヶ谷下町213番地
同	医療法人仁手の会もりの歯科医院	南区六ツ川一丁目50番地の20
同	はなだ薬局港南台店	港南区港南台三丁目4番1号
同	おがた耳鼻咽喉科	港南区港南台五丁目23番30号
同	保土ヶ谷あだちクリニック	保土ヶ谷区帷子町1丁目17番地
同	三須歯科医院	保土ヶ谷区和田一丁目13番20号
同	医療法人社団元志会鶴ヶ峰駅前耳鼻咽喉科	旭区鶴ヶ峰二丁目30番地の10
同	六浦内科クリニック	金沢区六浦五丁目1番11号
同	サンドラッグ樽町リア薬局	港北区樽町3丁目6番44号
同	川野循環器内科医院	港北区綱島西四丁目8番18号
同	新羽あらた内科クリ	港北区新羽町 2,080

	ニック	番地の1
同	そうごう薬局大倉山店	港北区師岡町 1,148番地
同	よこはまあおとクリニック	緑区青砥町 879番地の2
同	青葉台脳神経クリニック	青葉区しらとり台 1番地の10
同	安達歯科医院	戸塚区汲沢町 1,161番地の1
令和2年4月6日	きくな湯田眼科	港北区菊名四丁目3番11号
令和2年5月1日	医療法人社団おむすび会はたファミリークリニック	鶴見区市場東中町 11番1号
同	田辺薬局三ッ沢南店	西区宮ヶ谷 47番地の3
同	山根アイクリニック馬車道	中区相生町 5丁目78番地
同	みうら眼科	中区本牧原 19番1号
同	ドラッグセイムス蒔田駅前薬局	南区宮元町 3丁目55番地
同	港南台歯科口腔外科クリニック	港南区港南台五丁目23番30号
同	さくら整形外科	港南区港南台五丁目23番30号
同	横浜みなと呼吸器内科・内科クリニック	港南区港南台五丁目23番30号
同	ごとう内科クリニック	港南区日野五丁目33番1号
同	スマイル薬局二俣川駅前店	旭区二俣川 2丁目58番地の1
同	みんなのメンタルクリニック二俣川	旭区二俣川 2丁目58番地の1
同	やなぎさわ腎・泌尿器科クリニック	金沢区能見台通 4番1号
同	かない内科クリニック	港北区箕輪町二丁目7番42号
同	そうごう薬局S O C O L A日吉店	港北区箕輪町二丁目7番42号
同	日吉アット歯科	港北区箕輪町二丁目

		7番42号
同	イオンフードスタイル ル鴨居店薬局	緑区鴨居一丁目6番 1号
同	とくち歯科クリニック	緑区長津田五丁目4 番43号
同	なみき薬局中山店	緑区中山一丁目6番 7号
同	あざみ野ハート・ア ットホームクリニッ ク	青葉区あざみ野南二 丁目1番地の21
同	おながファミリー眼 科	戸塚区下倉田町 1,86 9番地の1
同	ゆめクリニック	戸塚区戸塚町 6,005 番地の3
同	岩出循環器内科クリ ニク	戸塚区原宿四丁目14 番15号
同	ウエルシア薬局瀬谷 阿久和西店	瀬谷区阿久和西四丁 目1番地の6
同	T o m o ' s D e n t a l C l i n i c	瀬谷区三ツ境8番地 の18

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和2年 4月1日	株式会社ユ ーミー	旭区上川井 町 206 番地 の 1	ユーマー旭区 訪問看護セン ター	旭区さちが丘 7番地の14
同	株式会社東 京リハビリ テーション サービス	東京都千代 田区神田小 川町1丁目 8番8号	神奈川リハビ リ訪問看護ス テーションあ おば	青葉区藤が丘 二丁目13番地 の3
同	株式会社D E F F O R T	神奈川区片 倉一丁目13 番12号	ここから訪問 看護リハビリ ケアあざみ野	青葉区美しが 丘五丁目35番 地の1



横浜市告示第 459 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和2年6月1日	市村 茜	訪問鍼灸マッサージ K E i R O W 横浜中区中央ステーション	中区蓬萊町2丁目4番地の5
同	齋藤 大佑	アマーレ治療院	南区万世町1丁目1番地
同	宮下 万有美	まごころ鍼灸マッサージ治療院 横浜港南営業所	港南区下永谷五丁目80番28号
同	菊池 寿之	シーサイド鍼灸マッサージ院	金沢区並木一丁目2番
同	石田 里奈	湘南リラックス鍼灸マッサージ	金沢区並木二丁目13番1号
同	大沼 明日香	同	同
同	坂大 春造	十日市場駅前整骨院	緑区十日市場町801番地の8
同	大久保 昌哉	まるふく治療院	緑区中山三丁目34番25号
同	松澤 裕之	リゾリート青葉鍼灸院	青葉区たちばな台一丁目5番地の24
同	岩間 郁雄	訪問鍼灸 K E i R O W 溝のロステーション	川崎市宮前区平5丁目2番52号
同	松島 理帆	けやき鍼灸院	東京都町田市玉川学園7丁目4番7号

横浜市告示第460号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和2年4月1日	(新) 薬樹薬局綱島駅前店	港北区綱島西一丁目6番19号
	(旧) 古宮薬局	
同	(新) 医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第2病院	戸塚区吉田町579番地の1
	(旧) 医療法人横浜柏堤会戸塚共立第2病院	
同	(新) 医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第1病院	戸塚区戸塚町116番地
	(旧) 医療法人横浜柏堤会戸塚共立第1病院	
同	(新) 医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立あさひクリニック	戸塚区戸塚町116番地の15
	(旧) 医療法人横浜柏堤会戸塚共立あさひクリニック	
同	(新) 医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第1病院附属さくらクリニック	戸塚区戸塚町116番地の3
	(旧) 医療法人横浜柏堤会戸塚共立第1病院附属さくらクリニック	
同	(新) 医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立透析クリニック	戸塚区戸塚町157番地の3
	(旧) 医療法人横浜柏堤会戸塚共立透析クリニック	

	塚共立透析クリニック	
同	(新)医療法人横浜未来ヘル スケアシステム戸塚共立レ ディースクリニック	戸塚区戸塚町 157 番地の 3
	(旧)医療法人横浜柏堤会戸 塚共立レディースクリニ ック	
同	(新)医療法人横浜未来ヘル スケアシステム戸塚共立メ ディカルサテライトクリ ニック	戸塚区戸塚町 3,970 番地 の 5
	(旧)医療法人横浜柏堤会戸 塚共立メディカルサテラ イトクリニック	
同	(新)薬局オーブンズ大地	戸塚区前田町 503 番地の 24
	(旧)訪問薬局ケアプランオ ーブンズ大地	
同	(新)医療法人横浜未来ヘル スケアシステム戸塚共立リ ハビリテーション病院	泉区和泉中央北一丁目 40 番 34 号
	(旧)医療法人横浜柏堤会戸 塚共立リハビリテーショ ン病院	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和2年 2月1日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋一 丁目1番1 号	医心館訪問看 護ステーション 新横浜	港北区岸根町 455番地の1
		(旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		
同	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋一 丁目1番1 号	訪問看護ステ ーションアン ビス横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧)東京都中		

		中央区八重洲 一丁目9番 8号		
同	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋一 丁目1番1 号 (旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号	医心館訪問看 護ステーション 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2
同	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋一 丁目1番1 号 (旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号	訪問看護ステ ーションアン ビス横浜立場	泉区中田北一 丁目8番30号
令和2年 4月1日	株式会社ガ イア	東京都中央 区日本橋本 町4丁目11 番5号	(新)ガイア訪問 看護ステーション 上大岡 (旧)ガイアリハ ビリ訪問看護 ステーション 上大岡	港南区上大岡 東二丁目3番 6号
同	株式会社ガ イアメディ ケアサービ ス	東京都中央 区日本橋本 町4丁目11 番5号	(新)ガイア訪問 看護ステーション 港南 (旧)ガイア訪問 看護リハビリ ステーション 港南	港南区野庭町 665番地の11 6
同	(新)医療法人 横浜未来ヘル スケアシ スム (旧)医療法人	戸塚区戸塚 町116番地	(新)医療法人横 浜未来ヘルス ケアシスム戸 塚共立訪問看 護ステーション (旧)医療法人横	戸塚区戸塚町 4,130番地の 5

	横浜柏堤会		浜柏堤会戸塚 共立訪問看護 ステーション	
--	-------	--	----------------------------	--

横浜市告示第 461 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	氏 名	名 称	所在地
令和2年 4月1日	玉 木 伸 朋	美しが丘整骨院	(新)青葉区美しが丘一丁目1番地の2
			(旧)青葉区美しが丘二丁目21番地の2
令和2年 5月1日	池 田 一 成	(新)あい整骨院	(新)金沢区谷津町35番地の12
		(旧)あおぞら整骨院上大岡院	(旧)港南区上大岡西一丁目19番1号

横浜市告示第 462 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和1年12月31日	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目31番24号
令和2年3月6日	有限会社金沢だるま薬局	金沢区町屋町13番14号
令和2年3月31日	あろま薬局	鶴見区駒岡三丁目18番5号
同	かちどき薬局鶴見店	鶴見区佃野町28番2号
同	サンドラッグ横浜西神奈川薬局	神奈川区西神奈川一丁目13番地の12
同	株式会社石田薬局	中区小港町3丁目17番6番地
同	いどがや内科・糖尿病内科クリニック	南区井土ヶ谷下町21番3番地
同	アポロ薬局港南台店	港南区港南台三丁目4番1号
同	おがた耳鼻咽喉科	港南区港南台五丁目23番30号
同	有限会社松崎薬局	港南区下永谷三丁目7番11号
同	保土ヶ谷あだちクリニック	保土ヶ谷区帷子町1丁目17番地
同	三須歯科医院	保土ヶ谷区和田一丁目13番20号
同	土屋耳鼻咽喉科	旭区鶴ヶ峰二丁目30番地の10
同	六浦内科クリニック	金沢区六浦五丁目1番11号
同	サンドラッグ樽町リ	港北区樽町3丁目6

	リア薬局	番 44 号
同	川野循環器内科医院	港北区綱島西四丁目 8 番 18 号
同	新羽あらた内科クリ ニック	港北区新羽町 2,080 番地の 1
同	ヤマト薬局 2 号店	港北区師岡町 1,148 番地
同	よこはまあおとクリ ニック	緑区青砥町 681 番地 の 8
同	青葉台脳神経外科・ 内科	青葉区しらとり台 1 番地の 10
同	安達歯科医院	戸塚区汲沢町 1,161 番地の 1
令和 2 年 4 月 5 日	きくな湯田眼科	港北区菊名四丁目 2 番 7 号
令和 2 年 4 月 10 日	さくら薬局横浜白妙 店	南区白妙町三丁目 41 番地
令和 2 年 4 月 15 日	薬局ウラシマ	保土ヶ谷区岡沢町 62 番地の 4
令和 2 年 4 月 30 日	はたファミリークリ ニック	鶴見区市場東中町 11 番 1 号
同	おじま小児科	旭区二俣川 2 丁目 58 番地
同	小山台薬局	栄区小山台二丁目 41 番 1 号



横浜市告示第 463 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

廃止年月日	氏 名	名 称	所在地
令和元年 10月15日	大谷木 克	KEIROW横浜金沢ステーション	金沢区町屋町10番2号
令和2年 4月5日	池 邊 純 也	つなしま元気整骨院	港北区綱島西二丁目13番1号

横浜市告示第 464 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 10月2日	株式会社ケ アイエス	(新)西区浅間 町1丁目4 番地の3	ソーシャルケ アインクル	西区浅間町1 丁目4番地の 3
		(旧)平塚市横 内 3,733 番 地		
令和2年 1月7日	(新)株式会社 ランタン	金沢区六浦一 丁目1番 7号	訪問介護事業 所ランタン	金沢区六浦一 丁目1番7号
	(旧)合同会社 ランタン			
令和2年 2月1日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館訪問介 護ステーション 新横浜	港北区岸根町 455番地の1
		(旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		
同	同	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	訪問介護ステ ーションアン ビス横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧)三重県桑 名市蠣塚新 田 806 番地 の2		
同	同	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館訪問介 護ステーション 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2
		(旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		
同	同	(新)東京都中	訪問介護ステ	泉区中田北一

		中央区京橋1丁目1番1号	一ションアン ビス横浜立場	丁目8番30号
		(旧)東京都中央区八重洲1丁目9番8号		

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年2月1日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中央区京橋1丁目1番1号	医心館訪問看護ステーション新横浜	港北区岸根町455番地の1
		(旧)東京都中央区八重洲1丁目9番8号		
同	同	(新)東京都中央区京橋1丁目1番1号	訪問看護ステーションアンビス横浜都筑	都筑区早渕三丁目34番60号
		(旧)三重県桑名市蠣塚新田806番地の2		
同	同	(新)東京都中央区京橋1丁目1番1号	医心館訪問看護ステーション東戸塚	戸塚区品濃町554番地の2
		(旧)東京都中央区八重洲1丁目9番8号		
同	同	(新)東京都中央区京橋1丁目1番1号	訪問看護ステーションアンビス横浜立場	泉区中田北一丁目8番30号
		(旧)東京都中央区八重洲1丁目9番8号		
令和2年4月1日	株式会社ガイア	東京都中央区日本橋本町4丁目11番5号	(新)ガイア訪問看護ステーション上大岡 (旧)ガイアリハビリ訪問看護ステーション	港南区上大岡東二丁目3番6号

			上大岡	
同	株式会社ガイ イアメデイ ケアサービ ス	東京都中央 区日本橋本 町4丁目11 番5号	(新)ガイア訪問 看護ステーション 港南 (旧)ガイア訪問 看護リハビリ ステーション 港南	港南区野庭町 665番地の11 6

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 4月1日	薬樹株式会社	大和市西鶴 間1丁目9 番18号	(新)薬樹薬局綱 島駅前店 (旧)古宮薬局	港北区綱島西 一丁目6番19 号

4 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 4月1日	(新)株式会社 サードステ ージ (旧)三井住販 有限会社	大和市南林 間4丁目6 番17号	青い空と緑の 大地	旭区上川井町 2,911番地の 5

5 看護小規模多機能型居宅介護

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 10月1日	特定非営利 活動法人た すけあい泉	泉区中田南 三丁目24番 9号	(新)たすけあい 泉フルール看 護小規模多機 能型介護事業 所 (旧)看護小規模 多機能型介護 事業所フルー ル	泉区中田南二 丁目11番40号

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年 10月2日	株式会社ケ アイエス	(新)西区浅間 町1丁目4 番地の3 (旧)平塚市横 内 3,733番 地	ソーシャルケ アインクル	西区浅間町1 丁目4番地の 3
令和2年 1月7日	(新)株式会 社ランタン (旧)合同会 社	金沢区六浦 一丁目1番 7号	居宅介護支 援事業所ラン タン	金沢区六浦一 丁目2番14号

	ランタン			
令和2年 2月1日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	居宅介護支援 事業所アンビ ス横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧)三重県桑 名市蠣塚新 田806番地 の2		
同	同	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館居宅介 護支援事業所 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2
		(旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		
同	同	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館居宅介 護支援事業所 横浜立場	泉区中田北一 丁目8番30号
		(旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 2月1日	株式会社ア ンビス	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館訪問看 護ステーション 新横浜	港北区岸根町 455番地の1
		(旧)東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		
同	同	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	訪問看護ステ ーションアン ビス横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧)三重県桑 名市蠣塚新 田806番地 の2		
同	同	(新)東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館訪問看 護ステーション 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2

		(旧)東京都中央区八重洲1丁目9番8号		
同	同	(新)東京都中央区京橋1丁目1番1号	訪問看護ステーションアンスビス横浜立場	泉区中田北一丁目8番30号
		(旧)東京都中央区八重洲1丁目9番8号		
令和2年4月1日	株式会社ガイア	東京都中央区日本橋本町4丁目11番5号	(新)ガイア訪問看護ステーション上大岡 (旧)ガイアリハビリ訪問看護ステーション上大岡	港南区上大岡東二丁目3番6号
同	株式会社ガイアメディケアサービス	東京都中央区日本橋本町4丁目11番5号	(新)ガイア訪問看護ステーション港南 (旧)ガイア訪問看護リハビリステーション港南	港南区野庭町665番地の116

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年4月1日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番18号	(新)薬樹薬局綱島駅前店 (旧)古宮薬局	港北区綱島西一丁目6番19号

9 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年4月1日	(新)株式会社サードステージ (旧)三井住販株式会社	大和市南林間4丁目6番17号	青い空と緑の大地	旭区上川井町2,911番地の5

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和2年1月7日	(新)株式会社ランタン	金沢区六浦一丁目1番	訪問介護事業所ランタン	金沢区六浦一丁目1番7号

	(旧) 合同会社 ランタン	7号		
令和2年 2月1日	株式会社ア ンビス	(新) 東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館訪問介 護ステーション 新横浜	港北区岸根町 455番地の1
		(旧) 東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	訪問介護ステ ーションアン ビス横浜都筑	都筑区早渕三 丁目34番60号
		(旧) 三重県桑 名市蠣塚新 田 806番地 の2		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	医心館訪問介 護ステーション 東戸塚	戸塚区品濃町 554番地の2
		(旧) 東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		
同	同	(新) 東京都中 央区京橋1 丁目1番1 号	訪問介護ステ ーションアン ビス横浜立場	泉区中田北一 丁目8番30号
		(旧) 東京都中 央区八重洲 1丁目9番 8号		

横浜市告示第 465 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月30日	大信産業株式会社	南区堀ノ内町2丁目136番地の3	ケアサービスマのり	南区堀ノ内町2丁目136番地の3
同	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町2,083番地の1	泉の郷	泉区上飯田町2,083番地の1

2 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月30日	社会福祉法人アドベンチスト福祉会	旭区上川井町1,988番地	デイサービスセンターシャローム横浜	旭区上川井町1,988番地

3 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和2年4月30日	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町2,083番地の1	泉の郷	泉区上飯田町2,083番地の1



横浜市告示第466号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年6月1日	やまぐち耳鼻咽喉科・小児科クリニック	金沢区富岡西七丁目19番11号	病院又は診療所
同	堀内薬局	保土ヶ谷区天王町1丁目28番地の2	薬局
同	ウエルシア薬局 瀬谷阿久和西店	瀬谷区阿久和西四丁目1番地の6	同
同	みき薬局	青葉区荏田北三丁目1番地の4	同
同	カトレア薬局	神奈川区六角橋一丁目4番3号	同
同	勝谷ファーマシー横浜	西区戸部本町36番5号	同
同	勝谷薬局横浜店	西区中央一丁目33番10号	同
同	勝谷薬局戸部店	西区戸部本町2番12号	同
同	しんせい薬局	緑区中山四丁目1番8号	同
同	そうごう薬局大倉山店	港北区師岡町 1,148番地の101	同
同	阪神調剤薬局横浜馬車道店	中区太田町5丁目61番地の2	同
令和2年5月1日	田辺薬局三ツ沢南店	西区宮ヶ谷47番地の3	同
令和2年6月1日	健ナビ薬樹薬局 希望ヶ丘	旭区中希望ヶ丘 132番地	同
同	健ナビ薬樹薬局 鶴見	鶴見区豊岡町6番9号	同
同	グリーン薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目82番地の1	同
同	はな訪問看護ステーション	神奈川区三ツ沢中町17番35号	訪問看護事業者
同	あっとほーむケア訪問看護リハ	栄区上郷町84番地の12	同

	ビリステーション		
同	おれんじハウス こども訪問看護 ステーション	神奈川区栄町2番地 の8	同

横浜市告示第 467 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年6月29日	グリーン薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目82番地の1	薬局
同	健ナビ薬樹薬局 希望ヶ丘	旭区中希望が丘132番地	同
令和2年3月28日	てらまえ薬局	金沢区寺前一丁目9番3号	同
令和2年3月31日	有限会社松崎薬局	港南区下永谷三丁目7番11号	同
同	ヤマト薬局2号店	港北区樽町一丁目1番26号	同
令和2年6月29日	健ナビ薬樹薬局 鶴見	鶴見区豊岡町6番9号	同
令和2年3月31日	株式会社石田薬局	中区小港町3丁目17番地	同
同	薬局ウラシマ	保土ヶ谷区岡沢町62番地の4	同
令和2年4月10日	さくら薬局横浜 白妙店	南区白妙町3丁目41番地	同

横浜市告示第 468 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年6月1日	ファーマライズ薬局常盤台店	神奈川区羽沢南一丁目45番2号	薬局
同	田辺薬局三ツ沢南店	西区宮ヶ谷47番地の3	同
同	そうごう薬局S O C O L A 日吉店	港北区箕輪町二丁目7番42号	同
同	クオール薬局たちばな台店	青葉区たちばな台二丁目7番地の8	同
同	たまプラーザ薬局	青葉区美しが丘二丁目20番地の19	同
同	セントラル薬局横浜仲町台	都筑区仲町台五丁目5番地の1	同
同	調剤薬局マツモトキヨシ本郷台駅前店	栄区小菅ヶ谷一丁目5番1号	同
同	まめの木薬局	戸塚区戸塚町157番地の15	同
同	さくら薬局戸塚店	戸塚区上倉田町1,921番地	同

横浜市告示第 469 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年6月1日	医療法人社団善仁会井土ヶ谷腎クリニック	南区南太田三丁目18番1号	腎臓
令和2年9月1日	たまがわクリニック	旭区中沢一丁目46番7号	中枢神経
同	菊名池薬局	港北区菊名一丁目13番1号	薬局

横 浜 市 告 示 第 470 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 30 年 10 月 1 日	医 療 法 人 社 団 善 仁 会 中 山 駅 前 ク リ ニ ッ ク	(新) 緑 区 中 山 一 丁 目 26 番 1 号	腎 臓
		(旧) 緑 区 中 山 町 326 番 地 の 1	

横浜市告示第 471 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年3月31日	株式会社石田薬局	中区小港町3丁目の176番地	薬局
令和2年4月30日	ファーマシーフオレストたまプラーザ店	青葉区美しが丘二丁目20番地の19	同
令和2年5月31日	フィリア薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目5番1号	同

横浜市告示第 472 号

「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「障害福祉のあんない」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで



横浜市告示第 473 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医氏名
令和2年4月1日	医療法人明芳社 イムス横浜脳神経外科病院	保土ケ谷区狩場町 218番地9	脳神経外科	音声機能・言語機能 又は聴覚障害	大木敬章
同	くにもとライフポートクリニック	港北区樽町四丁目4番44号	内科・脳神経内科 リハビリテーション科	音声機能・言語機能 又は聴覚障害、 肢体不自由	大澤慶成
同	つながるクリニック	港南区野庭町665番	内科・老年科 疼痛緩和内科 精神科・外科	肢体不自由	天野静
同	公立大横滨大学 法人立大附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	整形外科	肢体不自由	合田篤史
同	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	旭区矢指町1,197番地1	脳神経外科	肢体不自由	佐瀬泰玄
同	ソージュウ内科クリニック	中区山下町31番地	内科	肢体不自由	中村蓉子
同	公立大横滨大学 法人立大市民療養センター	南区浦舟町4丁目57番地	小児科	肢体不自由	山本亜矢子

同	社 会 福 祉 法 人 賜 財 団 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 市 会 東 部 院	鶴 見 区 下 末 吉 三 丁 目 6 番 1 号	循 環 器 科	心 臟 機 能 障 害	本 多 洋 介
同	社 会 福 祉 法 人 賜 財 団 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 市 会 東 部 院	鶴 見 区 下 末 吉 三 丁 目 6 番 1 号	循 環 器 内 科	心 臟 機 能 障 害	牧 野 憲 嗣
同	独 立 行 政 法 人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 横 浜 保 土 ヶ 谷 中 央 病 院	保 土 ヶ 谷 区 釜 台 町 43 番 1 号	呼 吸 器 内 科	呼 吸 器 機 能 障 害	赤 川 玄 樹
同	昭 和 大 学 藤 が 丘 病 院	青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 30 番 地	腎 臟 内 科	じ ん 臟 機 能 障 害	大 宮 信 哉
同	公 立 大 学 法 人 横 浜 市 立 大 学 附 属 病 院	金 沢 区 福 浦 三 丁 目 9 番 地	泌 尿 器 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	伊 藤 悠 亮
同	公 立 大 学 法 人 横 浜 市 立 大 学 附 属 病 院	金 沢 区 福 浦 三 丁 目 9 番 地	泌 尿 器 科	ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	蓼 沼 知 之
同	横 浜 掖 濟 会 病 院	中 区 山 田 町 1 番 地 2	消 化 器 内 科	肝 臟 機 能 障 害	石 井 ゆ に ぼ
同	大 口 通 り 耳 鼻 咽 喉 科	神 奈 川 区 大 口 通 34 番 地	耳 鼻 咽 喉 科	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 障 害 、 音 ・ 声 言 語 機 能 障 害	伊 藤 大 祐
同	医 療 法 人 社 会 団 明 芳 会 イ ム ス	保 土 ヶ 谷 区 狩 場 町 218 番 地	脳 神 經 外 科	音 声 機 能 ・ 言 語 機 能 障 害	河 本 竹 正

	横浜狩場 脳神経外 科病院	9			しゃく機 能障害	
同	医療法人 社会イム 横脳科	保土ケ谷 区狩場町 218番地 9	脳神経 外科	音声機能 ・言語は 能しやく 能障害		桑原孝之
同	医療法人 社会イム 横脳科	保土ケ谷 区狩場町 218番地 9	脳神経 外科	音声機能 ・言語は 能しやく 能障害		谷井雅人
同	医療法人 社会イム 横脳科	保土ケ谷 区狩場町 218番地 9	脳神経 外科	音声機能 ・言語は 能しやく 能障害		永井美穂
同	横浜医 福社セ タ一港	港南区港 南台四丁 目6番20 号	小児科	肢体不自 由		小山田美香
同	独立行政 法人労働 者健康機 構横浜災 害病院	港北区小 机町3,21 1番地	整形外 科	肢体不自 由		齊木文子
同	関東病院	磯子区森 一丁目16 番26号	内科	肢体不自 由		西晴子
同	医療法人 社会横濱 みきリ ビション 院	金沢区並 木二丁目 8番1号	リハビリ テーション 科	肢体不自 由		古屋一
同	ファミリ ア在宅 クリニック	戸塚区矢 部町29番 地	内科	肢体不自 由		三田知子
同	横浜東邦 病院	港南区最 戸一丁目 3番16号	整形外 科	肢体不自 由		横山雄一郎
同	聖隷横浜	保土ケ谷	総合内	肢体不自		渡邊文絵

	病院	区岩井町 215番地	科	由	
同	独立行政 法人労働安 全機構 横浜労災 病院	港北区小 机町3,21 1番地	循環器 内科	心臓機能 障害	柚本和彦
同	聖隷横浜 病院	保土ヶ谷 区岩井町 215番地	呼吸器 外科	呼吸器機 能障害	竹内健
同	三保の森 クリニック	緑区三保 町195番 地1	腎臓内 科・一般 内科	じん臓機 能障害	穴戸崇
同	聖マリア ンナ医科 大学西 大市西 院	旭区矢指 町1,197 番地1	消化器 ・一般 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	伊藤弘昭

横浜市告示第 474 号

「横浜市高齢者実態調査報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市高齢者実態調査報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 475 号

「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」売払  
代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」売払代  
金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 476 号

「横浜市 水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
 により、「横浜市 水と緑の基本計画」売払代金の収納事務を次の  
 とおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 477 号

「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 15 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで



横浜市告示第 478 号

「横浜市森づくりガイドライン」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市森づくりガイドライン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 479 号

「横浜市公園緑地配置図（1 / 25,000）」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市公園緑地配置図（1 / 25,000）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 480 号

「横浜市生活環境の保全等に関する条例関係規程集（1）平成27年度」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市生活環境の保全等に関する条例関係規程集（1）平成27年度」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 481 号

「横浜市環境科学研究所報第 33 号」売払代金収納事務の  
委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定  
により、「横浜市環境科学研究所報第 33 号」売払代金の収納事務を  
次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 15 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 482 号

「横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
 により、「横浜の海岸の生きものたち」売払代金の収納事務を次の  
 とおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 483 号

「よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
 により、「よこはまの水辺の植物たち」売払代金の収納事務を次の  
 とおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 484 号

「生きもので調べよう よこはまの川」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「生きもので調べよう よこはまの川」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 485 号

「よこはまの谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納  
事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「よこはまの谷戸の水辺の生きものたち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで



横浜市告示第 486 号

「横浜の川と海の生物（第10報・海域編）」売払代金収  
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜の川と海の生物（第10報・海域編）」売払代金の収  
納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 487 号

「横浜の川と海の生物（第11報・河川編）」売払代金収  
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜の川と海の生物（第11報・河川編）」売払代金の収  
納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 488 号

「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 489 号

「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の源流域環境」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 490 号

「栽培収穫体験ファーム フィールドブック」売払代金  
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「栽培収穫体験ファーム フィールドブック」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 491 号

「横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 492 号

「横浜市公共下水道計画図（平成30年3月末現在）」売  
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜市公共下水道計画図（平成30年3月末現在）」売払  
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 493 号

「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜金沢魅力帳」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで



横浜市告示第 494 号

「横浜市文化財地図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市文化財地図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 495 号

「称名寺庭園」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「称名寺庭園」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 496 号

「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市指定有形文化財 旧小岩井家住宅主屋並びに表門移築復原工事報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。  
 令和2年6月15日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 497 号

「横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書」売払代金収  
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜市指定文化財「氷川丸」調査報告書」売払代金の収  
納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 498 号

「旧ベリック邸（ベーリックホール）解体復原工事調査報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「旧ベリック邸（ベーリックホール）解体復原工事調査報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 499 号

「横浜市指定有形文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事  
報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
により、「横浜市指定有形文化財「旧柳下家住宅」保存改修工事報  
告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで

横浜市告示第 500 号

「横浜の古道」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の古道」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 501 号

「わたしたちの横浜」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「わたしたちの横浜」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで



横浜市告示第 502 号

「横浜の歴史」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 503 号

「 Yokohama Express 」 売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「 Yokohama Express 」 売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 504 号

「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金収納事務の  
委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「わかるヨコハマ（2015年度版）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 505 号

「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の本と文化」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 506 号

「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の本と文化別冊」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 507 号

「本牧波瀾の 100 年」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「本牧波瀾の 100 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 15 日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 2 年 6 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 508 号

「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「Yokohama's Memory」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

横浜市告示第 509 号

「郷土よこはま復刻合集版」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定  
 により、「郷土よこはま復刻合集版」売払代金の収納事務を次のと  
 おり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和2年6月1日 から令和3年3月 31日まで



横浜市告示第 510 号

「郷土よこはま」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「郷土よこはま」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 321 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 6 月 4 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
資 源 循 環 局 青 葉 事 務 所	技 能 職 員	大 城 和 幸	停 職 1 箇 月

横 浜 市 公 告 第 322 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 6 月 4 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林

文 子

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
戸 塚 区	技 術 職 員	小 嶋 康 弘	停 職 10 箇 月

横浜市公告第 323 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年 5月28日	NPO法人 ペーパーア ンドペンシ ル	中 村 政 人	南区三春台 40番地	この法人は、 広く一般市民 、特に子ども 達に対して、 貧困地域など に対する物資 、食料の支援 及び生活、教 育の支援に関 する事業等 を行い、国際 協力の推進 及び子どもの 健全育成を 図り、もって 広く公益に 寄与することを 目的とする。

横 浜 市 公 告 第 324 号

土 地 改 良 区 の 定 款 変 更 等 の 認 可

土 地 改 良 法 （ 昭 和 24 年 法 律 第 195 号 ） 第 30 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
き、 横 浜 市 金 沢 区 柴 土 地 改 良 区 の 定 款 及 び 役 員 選 任 規 程 の 変 更 並 び  
に 利 水 調 整 規 程 の 新 設 を 認 可 し た。

令 和 2 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 横 浜 市 公 告 第 325 号

## 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、  
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 変 更 区 域  
田 谷 ・ 長 尾 台 区 域 （ C - 11 ）
- 2 縦 覧 場 所  
都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号  
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所  
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17  
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 326 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 原 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 案 を 作 成 す る の で 、 横 浜 市 地 区 計 画 等 の 案 の 作 成 手 続 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 57 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 40 号 ） 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 原 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 原 案 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 開 始 の 日 か ら 起 算 し て 3 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画

## 2 名 称

北 仲 通 北 再 開 発 等 促 進 地 区 地 区 計 画

## 3 位 置

中 区 海 岸 通 及 び 北 仲 通 地 内

## 4 縦 覧 期 間

令 和 2 年 6 月 15 日 か ら 令 和 2 年 6 月 29 日 ま で

## 5 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

## 横 浜 市 公 告 第 327 号

マンション建替組合設立の認可に係る事業計画の縦覧  
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、桜台団地マンション建替組合設立の認可申請があったので、同法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、同法第11条第2項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。

令和2年6月15日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦覧期間  
令和2年6月15日から令和2年6月28日まで（休日を除く。）
- 2 縦覧場所  
令和2年6月15日から令和2年6月21日まで  
中区相生町3丁目56番地の1  
横浜市建築局住宅部住宅再生課  
令和2年6月22日から令和2年6月28日まで  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局住宅部住宅再生課
- 3 縦覧時間  
午前9時から午後5時まで



## 横 浜 市 公 告 第 328 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 12 月 20 日 第 31 開 707 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 高 島 二 丁 目 11 番 2 号  
株 式 会 社 タ ツ エ ン タ ー プ ラ イ ズ  
代 表 取 締 役 市 原 大 輔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
保 土 ケ 谷 区 坂 本 町 230 番 の 7 、 230 番 の 12 、 230 番 の 49 、 231  
番 の 10 の 一 部 、 231 番 の 11 、 231 番 の 12 、 232 番 の 1 か ら 232 番  
の 3 ま で 、 232 番 の 7 か ら 232 番 の 33 ま で 、 233 番 の 2 、 233 番  
の 3 、 236 番 の 4 、 236 番 の 5 及 び 327 番 の 24 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 329 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 1 月 23 日 第 31 開 606 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 1,060 番 の 11 、 1,060 番 の 92 及 び 1,060 番  
の 93 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 330 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 1 月 31 日 第 31 開 212 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 三 ツ 沢 上 町 4 番 17 号  
椿 山 奉 文
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 片 倉 二 丁 目 808 番 の 3 、 808 番 の 22 及 び 808 番 の 24 の  
各 一 部 並 び に 808 番 の 25 か ら 808 番 の 28 ま で

横 浜 市 公 告 第 331 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 令 和 2 年 2 月 21 日 第 31 開 1615 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号  
 弥 生 建 設 株 式 会 社  
 代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 泉 区 和 泉 中 央 南 四 丁 目 3,764 番 の 1 、 3,764 番 の 29 及 び 3,764  
 番 の 30 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 332 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 5 月 28 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

15.94 m

4 廃 止 の 場 所

港 南 区 野 庭 町 554 番 の 一 部

5 申 請 者 の 氏 名

株 式 会 社 A.M.A. 一 級 建 築 士 事 務 所 木 村 武 司

横 浜 市 公 告 第 333 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和2年6月15日

横 浜 市 長 林 文 子

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
令和2年 6月3日	第1044号	栄区庄戸四丁目 1,216番369及 び1,216番458	庄戸五町会協議会 会長 草 壁 智 則

横浜市公告第 334 号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文 子

1 組合の名称

大船駅北第二地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成27年1月23日から令和4年3月31日まで

3 施行地区

栄区笠間一丁目 1,049 番の 3、1,050 番の 1 の一部、1,050 番の 2 の一部、1,107 番の 8 の一部、1,112 番の 2 の一部、1,112 番の 4、1,113 番の 1 の一部、1,117 番の 3、1,118 番の 3、1,119 番の 1、1,120 番の 2、1,120 番の 3 の一部、1,121 番の 2 の一部、1,121 番の 3 の一部及び無地番並びに笠間二丁目 838 番の 6 から 838 番の 8 まで、838 番の 10、991 番の 1、991 番の 2、991 番の 4、991 番の 5、991 番の 7、991 番の 8、992 番の 2、992 番の 5、996 番の 1、996 番の 3 から 996 番の 7 まで、996 番の 9 から 996 番の 11 まで、996 番の 13 から 996 番の 30 まで、1,043 番の 1 から 1,043 番の 5 まで、1,043 番の 13、1,043 番の 15、1,044 番の 1 から 1,044 番の 3 まで、1,045 番の 2、1,046 番の 1 から 1,046 番の 5 まで、1,047 番の 1 から 1,047 番の 10 まで、1,048 番の 1 から 1,048 番の 4 まで、1,048 番の 6、1,048 番の 8、1,049 番の 1、1,049 番の 2、1,049 番の 4、1,049 番の 5、1,050 番の 6、1,050 番の 7、1,112 番の 1、1,112 番の 5、1,112 番の 16 から 1,112 番の 19 まで、1,113 番の 4、1,116 番、1,117 番の 1、1,118 番の 1、1,121 番の 1 及び無地番

4 事務所の所在地

鎌倉市大船1丁目7番5号

5 設立認可の年月日

平成27年1月23日

6 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事業施行期間	平成27年1月23日から 令和4年3月31日まで	平成27年1月23日から 令和5年10月31日まで

7 事業計画変更の認可年月日

令和2年6月15日

## 横 浜 市 公 告 第 335 号

大 船 駅 北 第 二 地 区 市 街 地 再 開 発 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 認  
可 に 係 る 関 係 図 書 の 縦 覧

都 市 再 開 発 法 （ 昭 和 44 年 法 律 第 38 号 ） 第 38 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 大 船 駅 北 第 二 地 区 市 街 地 再 開  
発 組 合 の 事 業 計 画 に つ い て 変 更 認 可 の 公 告 を し た の で 、 同 条 第 4 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 市 街 地 整 備 推 進 課

## 2 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 から 午 後 5 時 15 分 ま で （ た だ し 、 土 曜 日 、 日 曜 日  
及 び 国 民 の 祝 日 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 23 年 法 律 第 178 号 ） に 規 定 す  
る 休 日 並 び に 12 月 29 日 から 翌 年 の 1 月 3 日 ま で を 除 く 。 ）



---

## 区 告 示

---

南区告示第1号（令和2年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、永田台南自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月25日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	曾 我 準 雄	大 野 善 弘
及び住所	南区永田台46番6号	南区永田台47番12号

南区告示第2号（令和2年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、別所中里台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月25日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高松英夫 南区别所中里台37番 7号	山田悟郎 南区别所中里台36番 11号

泉区告示第5号（令和2年5月29日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、和泉中村町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月29日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	新藤隆雄 泉区和泉町 4,600 番 地の1	新藤隆雄 泉区和泉中央北四丁 目32番1-216号
主たる事務所の所在地	泉区和泉町 4,592 番 地の10	泉区和泉中央北四丁 目30番18号
区 域	泉区和泉町 3,028 番 地から 3,047 番地ま で、 3,273 番地から 3,275 番地まで、 3, 291 番地から 3,340 番地まで、 3,341 番 地の3、 3,414 番地 、 3,448 番地から 3, 521 番地まで、 3,53 2 番地、 3,540 番地 、 3,553 番地から 3, 557 番地まで、 3,55 9 番地の3、 3,565 番地、 3,578 番地か ら 3,582 番地まで、 3,614 番地から 3,72 1 番地まで、 3,863 番地、 4,466 番地か ら 4,481 番地まで、 4,484 番地の14、 4, 488 番地、 4,499 番 地から 4,524 番地の 4まで、 4,556 番地 、 4,560 番地から 4, 563 番地まで、 4,56 5 番地、 4,568 番地 から 4,604 番地まで	泉区和泉中央北四丁 目4番1号から4番 19号まで、 6番から 12番まで、 13番10号 から13番20号まで、 14番から21番まで及 び25番から34番まで 、和泉中央北五丁目 7番から25番まで、 27番及び28番、和泉 中央南四丁目1番、 3番から8番まで、 15番から21番まで及 び32番、和泉中央南 五丁目1番から6番 まで、 8番6号から 8番24号まで、 9番 2号から9番17号ま で、 10番、 11番、 12 番20号から12番34号 まで、 15番から19番 まで、 24番から27番 まで及び28番3号か ら28番17号までの区 域

、 4,620 番地 から 4,636 番地 まで、 4,725 番地 から 4,767 番地 まで、 4,781 番地、 4,818 番地、 4,822 番地 から 4,826 番地 まで 及び 4,828 番地 から 4,840 番地 までの 区域
--

泉区告示第6号（令和2年5月29日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、光ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月29日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
区 域	泉区白百合三丁目2番1号から2番7号まで、10番から24番まで、26番28号から26番35号まで及び32番、中田東四丁目14番1号から14番12号まで及び14番41号並びに岡津町1,035番地の3から1,035番地の6まで及び1,036番地の2から1,036番地の4までの区域	泉区白百合三丁目2番1号から2番7号まで、10番から24番まで、26番23号から26番26号まで、26番28号から26番35号まで及び32番、中田東四丁目14番1号から14番12号まで及び14番41号並びに岡津町1,035番地の3から1,035番地の6まで及び1,036番地の2から1,036番地の4までの区域

泉区告示第7号（令和2年5月29日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、ひなた山第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月29日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	石井 實 泉区和泉町 7,328 番 地の11	岸 紘一 泉区和泉町 7,410 番 地の15

戸塚区告示第9号（令和2年6月2日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東明会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月2日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
区域	戸塚区汲沢二丁目1番から25番までの区域	戸塚区汲沢二丁目2番から22番まで、24番及び25番の区域

戸塚区告示第10号（令和2年6月2日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東俣野町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月2日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	内 藤 賢 一 戸塚区東俣野町 958 番地の7	濱 野 定 男 戸塚区東俣野町 810 番地



戸塚区告示第11号（令和2年6月2日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、深谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月2日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	川 崎 俊 彌 戸塚区深谷町 1,451 番地の1	藤 盛 鐵 男 戸塚区深谷町 1,527 番地の4

戸塚区告示第12号（令和2年6月2日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、新生自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月2日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	飯 島 逸 夫 戸塚区汲沢七丁目37 番 3 号	大 川 隆 弘 戸塚区汲沢七丁目25 番 12 号

泉 区 告 示 第 8 号 ( 令 和 2 年 6 月 3 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 和 泉 住 宅 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 6 月 3 日

横 浜 市 泉 区 長 深 川 敦 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	小 林 俊 彦 泉 区 下 和 泉 三 丁 目 22 番 7 号	高 田 孝 泉 区 下 和 泉 三 丁 目 27 番 6 号

神奈川区告示第3号（令和2年6月4日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、六角橋北町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月4日

横浜市神奈川区長 高田

靖

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	森 勤 神奈川区六角橋六丁目 28番29号	浅井 雅美 神奈川区六角橋五丁目 22番1号

神奈川区告示第4号（令和2年6月4日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、斎藤分南部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月4日

横浜市神奈川区長 高田

靖

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	野村和正 神奈川区斎藤分町48 番9号	萩谷秀人 神奈川区斎藤分町49 番29号

港南区告示第3号（令和2年6月4日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、桜台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月4日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	柏 木 昭 一 港南区東永谷一丁目 4番3号	永 江 高 志 港南区東永谷一丁目 1番25号

---

## 交 通 局

---

交 通 局 告 示 第 7 号 ( 令 和 2 年 5 月 28 日 掲 示 済 )

横 浜 市 乗 合 自 動 車 の 運 転 系 統 の 一 部 改 正

横 浜 市 乗 合 自 動 車 の 運 転 系 統 ( 平 成 24 年 3 月 交 通 局 告 示 第 8 号 )  
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 2 年 6 月 1 日 か ら 実 施 す る 。

令 和 2 年 5 月 28 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 三 村 庄 一

1 普 通 系 統 の 表 26 の 項 中 「 大 棧 橋 」 を 「 大 さ ん 橋 入 口 」 に 改 め  
、 同 表 32 、 79 、 99 、 101 、 105 及 び 106 の 項 中 「 市 庁 前 」 を 「 港 町  
」 に 改 め 、 同 表 109 の 項 中 「 み な と み ら い 大 通 」 を 「 ぴ あ ア リ ー ナ  
MM 」 に 改 め る 。

交通局告示第8号（令和2年5月28日揭示済）

横浜市深夜自動車の運転系統の一部改正

横浜市深夜自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第3号）  
の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から実施する。

令和2年5月28日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

- 1 深夜自動車普通系統の表 362 の項を削る。



---

## 教 育 委 員 会

---

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月25日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第13号（令和2年5月25日揭示済）

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

第36条の3に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

第48条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、前項において準用する第4条第1項第7号に規定する休業日を授業日とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会告示第12号

公印の改刻及び廃止




次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和2年6月15日

横浜市教育委員会

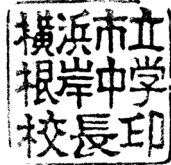

教育長 鯉 淵 信 也

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立港南台第一中学校長印	令和2年6月15日	 (方21ミリメートル)
横浜市立根岸中学校長印	令和2年6月15日	 (方21ミリメートル)
横浜市立丸山台中学校長印	令和2年6月15日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立港南台第一中学校長印	令和2年6月15日	 (方21ミリメートル)

横浜市立根岸中学校 校長印	令和2年6月15日	 (方21ミリメートル)
横浜市立丸山台中 学校長印	令和2年6月15日	 (方21ミリメートル)

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

直 接 請 求 に 必 要 な 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 74 条 第 1 項 、 第 75 条 第 1 項  
、 第 76 条 第 1 項 、 第 80 条 第 1 項 、 第 81 条 第 1 項 及 び 第 86 条 第 1 項 、  
地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 31 年 法 律 第 162 号  
) 第 8 条 第 1 項 並 び に 市 町 村 の 合 併 の 特 例 に 関 す る 法 律 ( 平 成 16 年  
法 律 第 59 号 ) 第 4 条 第 1 項 、 同 条 第 11 項 、 第 5 条 第 1 項 及 び 同 条 第  
15 項 の 規 定 に よ る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 50 分 の 1 の 数 、 6 分 の 1 の 数  
、 3 分 の 1 の 数 及 び 総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た  
数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た  
数 と を 合 算 し て 得 た 数 は 、 次 の と お り で あ る 。

令 和 2 年 6 月 15 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 吉 原 訓

50 分 の 1 の 数	62,318 人
6 分 の 1 の 数	519,314 人
3 分 の 1 の 数	1,038,628 人
選 挙 区 ご と の 3 分 の 1 の 数	
鶴 見 区	79,619 人
神 奈 川 区	66,891 人
西 区	28,380 人
中 区	39,592 人
南 区	55,352 人
港 南 区	60,943 人
保 土 ヶ 谷 区	57,410 人
旭 区	69,669 人
磯 子 区	46,581 人
金 沢 区	55,953 人
港 北 区	96,934 人
緑 区	49,910 人
青 葉 区	85,467 人
都 筑 区	56,738 人
戸 塚 区	77,762 人
栄 区	34,121 人
泉 区	42,861 人
瀬 谷 区	34,450 人

総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 6 分 の

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
489,486 人

---

## 人事委員会

---

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
。

令和2年5月27日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第16号（令和2年5月27日揭示済）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第2号中「第5条第3項第1号」を「同条第3項第1号」に改め、同項第6号中「横浜市職員（社会人）採用試験」を「横浜市行政職員（社会人）採用試験」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 就職氷河期世代を対象とした横浜市行政職員採用試験 第5条第1項第1号に掲げる職（同条第3項第1号及び第2号に掲げる職を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和2年6月15日

横浜市長 林 文子

1 総務局長（物品事務集約課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Somukyoku, OU=Somubu, OU=Buppinjimusyuyakuka, CN=Somukyokuchobuppinjimusyuyakukanyusatsusenyoy
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI, OU=Organization CA U8
使用を開始する日	令和2年6月15日
有効期限	令和7年5月26日
シリアル番号	39 30 38 31 36
フィンガープリント	c4 fe d7 6a 8d c1 e7 c6 62 e1 eb 13 95 9c 72 d0 17 40 1b 1a

2 総務局長（物品事務集約課入札専用） 2

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Somukyoku, OU=Somubu, OU=Buppinjimusyuyakuka, CN=Somukyokuchobuppinjimusyuyakukanyusatsusenyoy2
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI, OU=Organization CA U8
使用を開始する日	令和2年6月15日
有効期限	令和7年5月26日
シリアル番号	39 30 38 31 39
フィンガープリント	23 24 f8 7f 18 24 99 79 71 0f 57 7a d3 8f b2 45 13 9a ee b7

3 総務局長（物品事務集約課入札専用） 3

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Somukyoku, OU=Somubu, OU=Buppinjimusyuyakuka, CN=Somukyokuchobuppinjimusyuyakukanyusatsusenyoy3
発行者及びその電子媒体上	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI, OU=Organization CA U8

での表示	
使用を開始する日	令和2年6月15日
有効期限	令和7年5月26日
シリアル番号	39 30 38 31 38
フィンガープリント	f9 2e eb 82 5f 55 c9 2c 4c 93 52 18 db 89 44 79 b0 52 53 fb

4 総務局長（物品事務集約課入札専用） 4

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Somukyoku, OU=Somubu, OU=Buppinjimusyuyakuka, CN=Somukyokuchobuppinjimusyuyakukanyusatsuseny04
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI, OU=Organization CA U8
使用を開始する日	令和2年6月15日
有効期限	令和7年5月26日
シリアル番号	39 30 38 31 37
フィンガープリント	0e 37 c2 7f d4 13 b9 df ad bd 31 b3 e3 ef df 2f 1e 29 85 1a

5 総務局長（物品事務集約課入札専用） 5

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Somukyoku, OU=Somubu, OU=Buppinjimusyuyakuka, CN=Somukyokuchobuppinjimusyuyakukanyusatsuseny5
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI, OU=Organization CA U8
使用を開始する日	令和2年6月15日
有効期限	令和7年5月26日
シリアル番号	39 30 38 32 33
フィンガープリント	c3 9b 5b 99 36 cd e4 89 36 ca 49 f9 8c 7f e9 b6 aa 34 8e 58

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。



---

正 誤

---

令和2年定期第31号 125 ページ下から4行目「第118条の2第2項第1号中」は「第188条の2第2項第1号中」の、令和2年定期第31号 126 ページ上から5行目「第3条中」は「第3条第1項中」の誤り。

令和2年号外第4 162 ページ上から2行目

「  

			る。
--	--	--	----

」

は  
「  

			る。
--	--	--	----

」

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。」  
の誤り。